

平成19年2月27日(火)
国土交通省6階618会議室

参考資料2

社会資本整備審議会
都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会
第5回下水道小委員会

議事録

国土交通省

出席者：松尾委員長、井出委員、櫻井委員、岸井臨時委員、佐々木臨時委員、大久保専門委員、田村専門委員、沼尾専門委員、山内専門委員
中島都市・地域整備局長、江藤下水道部長、清水総務課長、榎田企画課長、青木下水道企画課長、栗原下水道事業課長、清水流域管理官 他

事務局 大変長らくお待たせいたしました。本日は、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。ただいまから社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会 第5回下水道小委員会を開催させていただきます。私、事務局として冒頭の進行を務めさせていただきます下水道企画課長の青木でございます。よろしくお願いいたします。まず、本日ご出席の委員数は、本委員会の議事運営に定めます定足数を満たしておりますことを、ご報告申し上げます。

次に資料でございますが、お手元に一覧表とともに資料1から資料2-2まで、参考資料1から2までの計5種類の資料をお配りしてございます。参考資料としては、第4回の議事概要及び議事録を配付させていただいております。前回ご出席いただきました委員の方には事前にお目通しをいただいておりますので、議事録につきましては、これを公表させていただきたいと考えております。特にお気づきの点がございましたら、事務局まで申し出いただきたいと存じます。それでは、これからの進行は、委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長 皆さん、おはようございます。よろしくお願いいたします。これまでなかなか都合が合わずご出席頂けなかった佐々木青森市長がご出席ですので、一言ご挨拶頂けますか。

佐々木臨時委員 これまで欠席してばかりで、どうも申しわけありませんでした。今後よろしくお願いいたします。

委員長 これから、いろいろな下水道の政策全般に渡る総合的な議論をさせていただきますので、ぜひよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。本日は、「新しい時代における下水道のあり方について」ということで、これからの下水道政策の基本的な考え方とか、講ずべき下水道施策の基本的方向ということでご議論いただきたいと思いますけれども、以前

からお話ししてきているように、これまで、一応施策別に議論してきたものを、今回と次回でまとめる予定としています。今回はなるべく横断的に下水道のいろいろなことについて総合的に議論する機会として、あるいは報告書の中でも、下水道政策全体として、横断的、総合的にどうすべきかといった視点を提示する役割が期待されます。こうした点を特に議論していただきたいということで、これまで進めてきたと思っています。だんだんまとめる方向へまいりますので、よろしくご理解いただいてご審議いただきたいと思います。それでは、事務局のほうから、資料に基づいて、お話しいただけますでしょうか。よろしくをお願いします。

事務局　それでは、事務局のほうから、資料に基づきましてご説明申し上げたいと存じます。資料の2 - 1をごらんいただきたいと存じます。本日は、これまでの施策別の議論を踏まえまして、都市計画部会への報告の骨子案の、いわば骨組みとなります目次と、それから、政策横断的な基本的な考え方と施策展開の方向性につきまして、委員長も申されていましたが、横断的な考え方をご説明いたしまして、ご議論いただきたいと思っております。本日の議論を踏まえまして、整備目標の考え方及び具体的な施策のあり方につきましては、次回の委員会におきましてご議論いただきたいと存じております。

(下水道小委員会報告の骨子案について)

まず、目次の構成でございますけれども、「1.はじめに」というところで、検討の背景について整理いたしたいと考えております。内容的には、諮問文でお示したものとほぼ同様の内容を盛り込む予定としております。2の基本的課題でございますけれども、これは、下水道を取り巻く社会状況の変化、それから、下水道事業自体におけます状況の変化を整理しております。項目的には、(1)から(3)まででございますけれども、下水道整備の現状、それから、社会状況の変化といたしましては、大きな社会全体の流れということで、人口減少・少子高齢化社会の進展、災害の頻発、水にかかわる諸問題の発生、資源・エネルギー問題、地球環境問題の深刻化、地域の活力維持への懸念、それから、下水道における状況の変化といたしまして、下水道事業の財政状況の悪化、下水道ストックの増大などを取り上げる予定でございます。いわば、課題が山積する中で、事業推進が厳しくなっているという状況でございます。内容は、第1回の小委員会でご説明した内容をまとめる予定でございますので、今回は説明を省略させていただきます。

3の、これからの下水道政策の基本的考え方につきましては、以上のような変化を踏ま

えて下水道政策のあり方を転換していく、そのための課題の再構築と、政策転換に当たりまして考慮すべき基本的な視点というものを整理してございます。これは、今日、後ほどご説明いたします。それから、整備目標の考え方といたしまして、以上を踏まえまして、役割ごとに整備目標の考え方を整理いたします。これは、次回ご議論いただく予定となっております。5といたしまして、講ずべき施策の基本方向では、具体的施策を検討するに当たりまして考慮すべき横断的課題について整理してございます。これは、今日ご説明申し上げます。(1)は基本的方向でございまして、(2)の具体的施策のあり方につきましては、役割ごとに具体的な施策を整理いたしますけれども、これは次回、ご提示させていただきたいと存じます。

(3. これからの下水道政策の基本的考え方)

((1) これからの下水道の下水道の役割)

資料2-2をお開きいただきたいと思います。これは、下水道小委員会報告の骨子案の内容でございますけれども、1と2につきましては、説明を省略させていただきまして、3のこれからの下水道政策の基本的考え方についてご説明申し上げます。

(1)の、これからの下水道の役割でございますけれども、下水道は、汚水の処理、雨水の排除に関する対策を中心に施設整備を進めてまいりました。3番目のところでございますけれども、高度経済成長以降は、ナショナルミニマムの確保の観点から、トイレの水洗化ということで、汚水処理の普及に重点を置いて整備されてきたわけでございます。4つ目でございますけれども、一方、浸水被害の頻発、水にかかわる諸問題の発生、地球環境問題の深刻化など、社会状況が変化する中で、都市の雨水、汚水など、それに付随する物質の多くを集め、処理している下水道は、より積極的に安全とか環境といった政策目的によりコミットしていく必要があると考えております。それによりまして、都市住民の暮らしや環境の質を高めることが可能になると考えられております。

こういったことから、これからの下水道の役割を、1つは、「安全で健康な暮らしの実現」、2つ目が、「良好な環境の創造」、3つ目が、「快適で活力ある暮らしの実現」の3点を基本的な視点として再構築して考えていきたいと考えております。

第1の、「安全で健康な暮らし」でございますけれども、「安全な暮らし」と「健康な暮らし」ということがございます。まず、「安全な暮らし」といたしまして、都市における浸水被害の防止、あるいは軽減のための役割と地震時における対策がございます。浸水対策

につきましては、計画降雨量を超えるような降雨が多発しておりまして、都市における内水氾濫が頻発するという状況がございます。都市におけるそういった、一番下でございますけれども、降った水を滞水することなく速やかに排除して、これまでは都市の健全な発達に寄与する役割を担ってきたわけでございますけれども、そういった、雨の降り方が変わってきたという状況を踏まえまして、都市の安全を守る観点から、都市に降った雨を、いわば管理していくという役割を、下水道としても果たす必要があるのではないかと考えてございます。2頁目にまいります。地震問題でございますけれども、いろいろと地震の発生の可能性が高まっておりまして、兵庫県南部地震とか、あるいは新潟中越地震における経験を踏まえますと、下水施設が被害を受けますと、住民生活や社会活動に重大な影響が発生したという経験がございます。こういった経験を踏まえまして、3番目でございますけれども、当然、震災におきます耐震化ということを進めるとともに、被災時におきましても、住民生活や社会活動を維持する役割を果たすというようなことで考えていきたいと考えております。

次に、「健康な暮らし」でございます。下水は、汚水を処理することによりまして、コレラや赤痢などの水系伝染病や、あるいは化学物質によります水系リスクを除去するという健康な暮らしの実現に大きく貢献してございます。一方、2つ目でございますけれども、合流式下水道の存在など、雨天時とか、あるいは災害時における対応は十分でなく、こういった場合におきましても、確実に公衆衛生を向上する役割を果たす必要があるということでございます。3番目でございますけれども、また、クリプトスポリジウムなど、新たな病原性微生物なども生じておりまして、そういった場合、水を集めて処理する下水道というのは、いわば公共用水域の最後の砦といたしまして、さまざまな形で水系リスクを低減する役割を果たす必要があると考えてございます。

次に、大きなくりといたしまして、役割の第2の「良好な環境の創造」でございますけれども、ここにつきましては、「良好な水環境の創出」と「循環型社会の形成」の2点に整理させていただいております。良好な水環境の創出につきましては、まず、水質の問題がございます。下水道は、公共用水域の汚濁負荷量の削減に大きな役割を果たしてきたわけでございますけれども、下のところでございますけれども、三大湾や水道水源となっております湖沼等の閉鎖性水域の水質改善は、流域が一体となって汚染負荷を進めていくことが重要でございまして、下水道を経由する汚濁負荷の割合が高いことを踏まえまして、水質改善に向けた役割を果たす必要があるということでございます。3頁目をござらんいた

だきたいと存じます。一番上でございますけれども、合流式下水道は負の遺産ということで、雨天時に未処理下水が放流されるという問題がございます、大きな問題となっております。早急に排出負荷量を削減する必要がございます。次に、良好な水環境の創出のうちの2点目でございます、都市におきます水辺の問題とか、あるいは健全な水環境の構築の問題でございます。まず、2つ目でございますけれども、都市の発展に伴いまして、さまざまな水に関わる諸問題が生じてきております。そこに書いてございますのは、雨天時流出量の増大、あるいは河川等の平常時の流量の減少、水辺空間の創出、生態系への影響、ヒートアイランド現象など、さまざまな水にかかわる問題が顕在化してあるところでございます。下水道は、都市における水というものに大きなプレゼンスを持っておりまして、これまでは、3つ目のところでございますけれども、雨水、汚水の速やかな排除、処理ということで、静脈機能を有してきたわけでございますが、これは、どちらかという、水に関わる諸問題といたしましては、水辺を失ってしまったり、あるいは水循環を妨げた側面もございますので、排除、処理の機能に加えまして、雨水や下水処理の活用により集めた水を活用・再生するというような機能も重要になってくると思っております。

そこに書いてございますのは、雨水、下水の処理の活用によりまして、潤いとか水辺空間といったような積極的に都市の水環境を創造する役割、あるいは、4つ目でございますけれども、集めた水を活用・再生する動脈機能といたしまして、雨水の貯留・浸透、あるいは処理水の供給・活用といったことで、都市における健全な水循環系の構築に寄与する役割を果たす必要があるのではないかと考えております。

次に、「循環型社会の形成」でございますけれども、下水道は、処理過程で大量の資源・エネルギーを消費する一方で、汚泥や下水熱など大きなエネルギーポテンシャルと、あるいは管きょ、処理場などのバイオマスや熱エネルギーの収集処理ポテンシャルを有しております。現在、一番上に書いてございますけれども、資源・エネルギー問題、あるいは地球温暖化など、地球環境問題が深刻化しております。世界全体として、環境と共生した持続可能な社会が求められておりまして、廃棄物の削減・リサイクル、あるいは省エネ、未利用エネルギーの活用など、循環型社会の形成を図る必要が叫ばれているところでございます。先ほど申しましたように、下水というのは、エネルギーを使ってしまうという、そういった側面と、資源・エネルギーを持っているという、そういう側面がございますので、4つ目でございますけれども、エネルギー問題の対応とCO₂排出の削減という、地球温暖化防止の観点から、まず、自らのエネルギー負荷を削減して、またエネルギーを創出す

ることによりまして、自ら消費するエネルギーは自らつくり出すというようなエネルギー自立というのを目指すということが大事でございます。それに加えまして、他のバイオマスや熱の収集、運搬、資源化も視野に入れまして、都市の資源再生・供給施設として機能すること等によりまして、資源・エネルギーの循環の形成に寄与する役割を果たす必要があるのではないかと考えてございます。

4 頁目をごらんいただきたいと存じます。4 頁目は、「快適で活力ある暮らしの実現」でございます。1 番目でございますけれども、下水道は、汚水を処理する根幹的な社会資本でございます。農業集落排水施設や合併処理浄化槽など、他の汚水処理施設と適切な役割分担のもと、早急に汚水処理普及を達成する役割を果たす必要がございます。2 目目でございますけれども、また、急速な少子高齢化の進展、あるいは産業構造の変化等の社会状況の変化に対応いたしまして、心の豊かさや美しい景観への志向、あるいは地域の環境教育や情報化など、快適で潤いのある暮らしと活力ある社会の実現が求められております。3 目目でございますけれども、下水道でございますけれども、水や資源の循環に関する多様な機能を有してありまして、例えば雨水や再生水を活用いたしましたせせらぎの創出や、処理場の上部空間、これは都市において重要な空間でございますけれども、これを都市の水、あるいは緑の空間として活用するなど、潤いのあるまちづくりに貢献する役割を果たす必要があります。また、下水道環境、これは地下に張りめぐらされておりますので、これを活用いたしましたバイオマスの積極的収集・エネルギー回収や、あるいは、そこに下水道光ファイバーを引きまして、これによりまして地域情報を図る、さらには、処理場の上部空間を民間ビルとして多目的に利用するなど、地域の創意工夫を生かした活力の再生に貢献する役割を果たすことが出来るということでございます。5 番目でございますけれども、これは、下水道というのは都市活動を支えているというところでございます。都市活動というのは、下水道が常時機能することによりまして、初めて支えられていることでございます。当然、日常の機能維持に加えまして、地震発生など、非常時におきましてもその機能を維持し、根幹的なライフラインとしての役割を果たす必要がございます。

以上が、「役割の再構築」ということでございまして、3 点に整理させていただきました。

((2) 役割実現に向けた政策展開の基本的考え方)

次に 4 頁目の第 3 の (2) でございますけれども、「役割実現に向けた施策展開の基本的な考え方」でございます。下水道は、以上のような「安全」、「環境」、「暮らし・活力」を

支える社会資本といたしまして、財政状況が厳しい中におきまして、その役割を果たすため、さまざまな側面において総合的な取り組みを進めていく必要がございます。

「総合的な取り組み」ということで、そのためには、事業主体だけではなくて、多様な主体が担い手となりまして、役割分担をした上でともに働くということを行っていく必要があるのではないかと考えております。それから、下水道だけでなく、他事業、あるいはハード、ソフト、自助による取り組みなど、あらゆる取り組みを一体的に進めていく必要がございます。最後でございますけれども、その際、まず、地域が自ら、さまざまな主体、あるいは事業、ハード、ソフト、自助、そういったものを組み合わせた最適化を考えると重要でございますけれども、それぞれの地域の最適解が必ずしも国、地方レベルでは、そういった広域的な課題解決にとって最適であるとは限らないわけございまして、広域的な調整を図ることで、全体としての最適化を図っていく必要があると考えております。

5頁でございますけれども、さらに、下水道は、上でも申しましたけれども、継続的に機能を発揮することで役割を果たせるということでございますので、事業の継続性を確保する必要がございます。

5頁の でございますけれども、「関係者の役割と協働」ということで整理してございます。これは、関係者の役割分担と協働の問題についてご説明申し上げます。まず、「国の役割」でございます。先ほど申しましたように、地域の最適解が必ずしも国を含めた広域的な課題解決にとって最適であるとは限らないということでございまして、自然災害に対する安全の確保、あるいは広域的な水質の管理・保全、地球環境保全など、国家的見地から重要な課題につきましては、国は都道府県と連携いたしまして、広域的観点から地域間のニーズを調整する必要があります。2つ目でございますけれども、こういった社会状況の変化や下水道における状況の変化を踏まえまして、国の役割でございますけれども、下水道事業の方向性をはっきりさせるという必要がございます。また、長期的なビジョンを策定するなど、国全体の基本方針を提示する必要があります。また、地域におきます確実な事業の実施に向けまして、法制度、技術基準の制定、指導、助言によります関与を行う必要がございます。また、事業の円滑な推進に向けまして、地方公共団体に対しまして、財政面、技術面、組織面での支援を行う必要があるということでございます。

次に、「地方公共団体の役割」でございます。1つ目でございますけれども、地方公共団体は、下水道事業の主体でございますので、継続的に事業を運営していく責務を有しております。長期的な視点を持って、下水道施設の管理と健全な経営に向けた取り組みを実

施する必要があるのではないかとということが1点目でございます。2つ目でございますけれども、事業の実施に当たりましては、下水道事業に関する情報を開示し、対話を進めることで、住民と共通の目標を持って事業を進めるということが重要でございます。住民参画の場を設定し、合意形成を図るための取り組みを進める必要があると考えております。そういった上で快適で活力あるまちづくり、生活環境の改善など、よりよい地域づくりにつきましても、地域のニーズや特性を踏まえ、自主性を生かしつつ、自ら創意工夫した取り組みを行っていただくという必要があるのではないかと考えてございます。

6頁をお開きいただきたいと存じます。「住民の役割」でございます。1つ目のところでございますけれども、下水道というのは、これまで、どうも市町村の事業ということで、行政が主体となって整備が進められてきたわけでございますけれども、一方で、非常に日常生活に密着した生活基盤でございます。地域の財産であるわけでございます。この場合、住民というのは地域の構成員、あるいは、いわばスポンサーといたしまして、主体的な取り組みによりまして、行政とともに働いて、よりよい地域づくりに積極的に参画していく必要があるのではないかと考えているところでございます。それから、3つ目でございますけれども、住民は、環境を守る担い手の一人として、環境負荷を低減する取り組みに協力する必要があるとございます。下水道事業に関しましては、2つ目で述べましたスポンサーのほかに、受益者であるとともに排出者でもあるということございまして、必要な費用負担を果たし、雨水の流出抑制に向けた自助の取り組みを行うなど、適切な役割を果たす必要があるのではないかなと考えてございます。

次に、「民間事業者の役割」でございます。民間事業者は、地域の構成員といたしまして、住民と同様、主体的な取り組みによりまして、よりよい地域づくりに積極的に参画していく必要があるのではないかとということでございます。また、2つ目は住民と同じでございますけれども、環境負荷を低減する役割がございまして、住民と同様、受益者とともに、いわば排出者でございますので、そういった役割を果たす必要があるということでございます。それから、3つ目でございますけれども、下水道事業に関連する民間事業者、非常に多うございます。官民連携のもと、いろいろと蓄積したノウハウもございまして、これを活用して、PFI事業や、あるいは包括的民間委託の手法によりまして、効率的な下水道事業の実施により一層の貢献を果たすということが期待されているところでございます。

2つ目といたしまして、「対応方策の総合化」でございます。1つ目でございますけれども

も、水や環境にかかわる問題というのは、それぞれの課題が相互に関連している、あるいは課題が空間的、時間的な広がりを持っていることを踏まえまして、複合的な視点で取り組む必要がございます。したがって、これまでのような単一目的ごとに単一事業を実施するのではなく、事業分野を超えた取り組みを進める必要がございます。3つ目の、例えばということで、雨の問題でございますけれども、道路、公園、下水道など、それぞれの目的を持って、それぞれの事業を実施しているわけでございますけれども、それだけでなく、災害に強いまちづくりという共通の視点を持って、雨水をためる、浸透するという役割を担うなど、それぞれが総合的な視点を持って事業を実施する必要があるのではないかと考えているところでございます。

それから、次でございますけれども、汚水処理の普及ということにつきましては、下水道、集落排水、浄化槽などの各事業が連携を強化いたしまして、総合的な計画を策定するなど、事業分野を超えて横断的に実施する仕組みを構築する必要があると考えてございます。それから、2つ目でございますけれども、人口減少下におきましては、将来の都市構造をどうするのかという視点を持ちまして、土地利用と社会基盤整備を一体的に考えたまちづくりを進める必要があります。それから、3つ目でございますけれども、その場合、施設整備というハードだけでなく、情報公開や情報伝達、さらには住民の自助といったような対応を組み合わせること、あるいは被害を防止する防災対策と被災時の被害を軽減する減災対策の視点を持つことなど、ハード・ソフト、一体的な施策を検討すべきであるということでございます。

といたしまして、住民との合意形成でございます。住民との役割分担は以上に述べたところでございますけれども、さらに、住民との合意形成が重要であるということで、ここにも整理させていただいております。先ほど申しましたように、下水道は行政が主体であったわけでございますけれども、日常生活に非常に密接にかかわる生活基盤でもありますので、その役割や提供すべきサービス水準につきまして、住民との合意形成を図り、適切な役割分担のもとで事業を進めることが重要でございます。このためということで、下水道事業に関する情報を住民に開示し、対話を進めることで、住民と行政が共通の目標を持って事業を進めるということが重要でございます。協議会の設置など、住民参画の場を設定し、地域のニーズを把握して合意形成を図るなど、住民の意見を反映した事業実施の仕組みを構築すべきであると考えてございます。

でございますけれども、事業の継続性でございます。下水道は、時間的に、継続的に

機能を発揮することで役割を果たすということでございまして、事業の継続性を確保することが重要でございます。このため、事業段階におきましては、従来の、つくるといった建設中心の施策から、建設・管理・更新・経営と、この各段階を一体的にとらえた事業全体の最適化を図るべきと考えております。3つ目でございますけれども、事業の継続性を確保するためには、適正な施設管理、これは新規整備、維持管理、改築と、こういった流れがございますけれども、これと、経営基盤の強化といったものが不可欠でございます。適正な施設管理につきましては、新規整備から維持管理・延命化・改築更新までを一体的にとらえまして、必要な費用の最小化・平準化を図るための総合的かつ計画的な事業管理手法でございますストックマネジメントを実現する必要があります。ストックマネジメントにおきましては、下水道施設の日常的な機能維持の観点のみならず、災害時の対応、あるいは管路施設の老朽化によります道路陥没の防止など、都市の安全確保の視点を考慮していくことが重要でございます。

経営基盤の強化については、下水道管理者というのは、企業経営をやっているという視点を持ちまして、経営の計画性、透明性を向上させて事業を効率的に運営して支出を削減するとともに、適正な使用料を設定する、あるいは接続を徹底することによりまして、収入の確保を図りまして、安定的な下水道経営を実現する必要があります。なお、次の第4、「整備目標の考え方」につきましては、初めにご説明しましたように、次回お示ししたいと考えておりますので、ここでは省略しております。

(5 . 講ずべき下水道施策)

((1) 基本的方向)

第5といたしまして、「講ずべき下水道施策」について、横断的な課題として幾つか整理してございます。3点ございまして、「投資の重点化、効率化」、「地域特性の重視」、「計画的な事業推進」という3つを整理させていただいております。

まず、第1番の「投資の重点化、効率化」でございますけれども、予算と時間は限られておりますので、最大限の整備効果を発揮する必要があります。したがって、優先度を明確にいたしまして、いつまでに何をやるというような時間管理概念を持ちまして投資の重点化を図るとともに、徹底したコスト縮減によります投資の効率化を図る必要があるとまとめております。優先度の設定に当たりましては、施策分野の特性に応じまして、優先的に整備する場所、確保すべき目標水準、さらには、その組み合わせを明確に定める

ことが重要でございます。3つ目でございますけれども、どこでやるのかということでございますけれども、整備による効果の大きさ、あるいは整備が遅れた場合の被害、影響の大きさなどを勘案いたしまして、重点整備地区を設定するなど、対策の費用と効果を明確にしながら事業を実施すべきとまとめております。4番目でございますけれども、下水道事業はその整備に非常に時間を要します。このため、最終目標の実現までに時間を要する場合には、最終目標を勘案しつつ、段階的な目標を設定し、事業の途中段階でも効果を検証し、進めることが重要と考えております。5番目でございますけれども、地域によって必要な目標水準は、費用対効果や事業の実現性等を踏まえまして、具体的なアウトカム指標を設定するなど、住民が分かるというような、住民の視点に立った分かりやすい取り組みが重要でございます。次でございますけれども、コスト縮減でございますけれども、計画、設計から管理までの各段階におきまして、コストの視点から事業の見直しを行うべきであると整理しております。

2番目は、「地域特性の重視」ということでございます。1つ目でございますけれども、これまでの下水道施設のつくり方は、これまで先進的に整備を進めてきました大都市等における知見の集積を基礎につくられてきたわけでございますが、のところでございますけれども、現在、整備の中心が周辺部となっており、または中小市町村やその郊外部における整備が進められております。これは、大都市の中心部とは自然条件、都市形態、人口動態その他、前提とする地域特性が異なるということでございますので、これまでの基準にとらわれず、地域の創意工夫を生かしたローカルスタンダードの導入を図るべきであると考えております。3番目でございますけれども、平成の大合併ということで、市町村合併が進んでおります。行政区域界の制約条件が大きく変化したこと、あるいは人口減少によりまして施設の余裕が生まれることなどの状況変化がございます。施設の共同化や集約化、あるいは既存施設の有効活用など地域の特性に応じた効率的、効果的な施設を整備できるよう、発想と手法を転換すべきとまとめております。

3番目は、「計画的な事業推進」でございます。1つ目のところでございますけれども、極めて厳しい財政状況が実感されているところでございますけれども、こういった中で、施策を実効性あるものとしていくためには、事業者でございます地方公共団体が、ユーザーであります住民の理解のもと、必要な財源を確保し、取り組みの具体化を図る必要があります。2つ目でございますけれども、このため、中長期的な観点から、施設管理及び経営に関する見通しを自らつくって踏まえた上で、住民に説明して、住民参画のもと、地域

の将来像に向けた最適解の実現に向けまして、下水道事業の考え方、具体的施策の内容、分かりやすい目標像などを策定、公表し、それに基づく事業計画によりまして、計画的な目標を進めることが重要でございます。また、3番目ということで、事業の各段階におきまして、目標設定と評価を適切に繰り返し行うことで、継続的な事業実施に反映していく必要があると考えております。

以上、長時間になりましたけれども、ご説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。いかがでございましょうか。基本的な考え方ということでまとめていただいたところではありますが、これまでが個別のテーマに沿っていたとすれば、今日は基本的な考え方ということで、全体を通した考え方を整理してみたところ。皆さん、どうでしょうか。どうぞ、いろいろご議論いただきたいと思います。どうぞ。

A委員 全体的に、これからの役割といいますが、それらに対応する課題を、柔らかいタッチで押さえていくような感じで、我々が本当に日ごろ感じている具体的な課題を、もう少し鮮明に出したほうがいいんじゃないかと思います。例えば、安全問題なら安全問題でも、当然、地震の問題、あるいは集中豪雨の問題ありますけど、現実問題としては、水道管の劣化による陥没問題、そういう問題についてもやはり明確に打ち出すべきじゃないかと思います。

それから、それに伴うお金の使い方も、新設から維持管理といいますが、恐らく新設はこれから減って行って、維持管理のための費用をたくさん使っていくことになると思います。そうしたお金の流れがはっきり変化してくるという形を打ち出さないと、問題点の所在が明確にならないような気がいたしました。全体的にソフトタッチで訴えようというのは、これは非常に良いと思います。ただ、そのために問題点の所在はもう少し明解に打ち出したほうが良いと私は思います。

委員長 事務局、如何ですか。

事務局 問題点については、もう少し個別施策のあり方の部分におきまして、より鮮明に出したいと思っておりますけれども、今回、個別問題の共通的な課題ということで、こういった柔らかい表現にまとめております。

事務局 目次をご覧くださいますと、今日説明させていただいたのは、目次の中の3

番目なんです、その前の2番目の基本的な課題のところ、今、A委員がおっしゃったような現状であるとか、安全の問題の緊急性であるとか、その点は、前段でまず整理させていただいて、それを踏まえて基本的な考え方をつくって、最後のところで、個別具体の課題ごとの施策、具体的な施策をまとめていこうと考えておりました、今回、その一部しか審議しておりませんので、全体の姿が少し見えにくいのかもしれません。しかし、私どもとしてはそのように考えております。

委員長 今のA委員のお話で、私が重要と思ったのは、予算的な見通しというんですか、どの施策に今後、お金がかかっていって、既存の下水道を維持していくためには、どれくらい費用が掛かるのか、明確に出来ないものかと思えます。また、住民の協力と言いつつながら、やはり、費用も負担して欲しいという考え方をしていますよね。そういう意味では、どこの目次の中でもいいんだけど、何か具体的な数字の有無というのは、随分皆さんが、この報告を読んだ時の印象が違ふと思えます。その点は今回の報告の中では、どう取り扱うことになりますか。

事務局 財政的な、マクロな意味で、どういう状況になっていくのか、あるいは、どういう状況にあるのかというあたりは、2の(3)のところで整理を考えておりました、A委員がおっしゃったように、これから改築工事、新規投資が急激に増えていきます。多分20年後ぐらいには、今の投資水準のほとんどを、このままだと改築投資に回さざるを得ないような状況になってくると考えております。そうすると、そこまでが新規投資の余力ということになるわけです。一方では、その改築投資の平準化を図りつつ、新規投資のほうは、時間軸をもって、相当重点化を図っていかざるを得ないのではないかと考えております。その重点化を図る時に、例えば普及とか浸水対策で、どこをまず重点的にやるのかという点について、次回で提示いたします具体の施策、考え方のところで明確にしたいと思っております。

委員長 次、どうぞ。

B委員 地方公共団体の役割とか、いろいろトータルの考え方が出ておりましたけれども、私も、先ほどのご意見のように、現状がどういうところに直面しているかというところはしっかり押さえて報告を組み上げないと、将来の夢のある話を盛り込むだけではなかなかうまくいかないのではないかと思います。具体的に言いますと、特に、合流式の改善の問題があります。私どものほうも合流式で下水道整備を始めて、下水道区域の2割ぐらいが合流式になっております。その合流式が、もう数十年経っていますので、いわゆる

改築更新の時期が既に来てしまっているということが現実にあるわけです。

ただ、これに対して、やはり補助金にも枠があって、順次対応していくということになります。それに自己負担の分も考えますと、なかなか一斉に改築更新の時期が来てしまっているけれども、一気にそれを出来るという財政状況にもないという状況にあります。早期に下水道整備を手がけたところは、みんな同じ問題に直面しているのだらうと思われまます。ですから、そここのところを抜きにして将来の夢のある話をして、なかなか、これは現実性がないのではないかという感じが一方ではいたします。それが1つです。

それから、もう一つは、やはり広域的な観点ということが随所に出てくるわけですが、例えば「他の污水处理施設との役割分担」とか、4頁にもございましたし、それから、「事業主体だけではなくて多様な主体が担い手になって役割分担の協働をする必要がある」とか、4頁ですね。5頁にも、そういう中で、「国は都道府県と連携して広域的視点から地域間ニーズを調整する必要がある」ということが随所に出てくるのです。最後には合併の問題で、合併したまちがどうなるのかということも出てまいりました。つまり、合併したある地域は、合併処理浄化槽に特化して事業をやっていた、それから、農業集落排水に特化して事業をやっていた。もう一つのまちが公共下水道を主体でやっていた、こういう場合には、合併して同じ市になった場合に、異なる所管の污水处理施設を今度はどうトータルしてうまくやっていくのかという問題も、既に発生してきていると思われまます。

ですから、そういう意味では、まさに国というのは、地方から見ますと、環境省も農林水産省も国土交通省も、国なんですよ。ここでは、基本的に国土交通省の枠の論議になっているような感じがいたします。ですから、「国」という以上は、まず国でしっかり横の連携をとって効率よく、広域的に、どうやって環境を守り、水を守っていくかということについてひとつの考え方を持っておかないと、なかなか現実のものにならない危険性があると思われまます。だから、この点について報告にどう折り込んでいかれるのか検討願われまます。以上です。

委員長 非常に重要な視点だと思われまます。今のご意見についてはどこで扱うことになれまますか。随所に連携して行うとは書いてあるけれども、具体的にどうするんだという、ご指摘だらうと思われまます。

事務局 今の点については、今、いろいろな意味で各省と協議をやっておりまます。具体的には、例えば19年度の新規予算制度として、私ども、バイオマスの利用、有機資源の利用について制度創設を考えておりまます。これはまさに、地域において農水省だとか環境

省だとか、それぞれの所管のバイオマスを一緒に利用しようという計画を作ってください、その計画に対して各省が一斉に協力して応援しますよという制度を作ったんですね。汚水の普及についても、今、私ども、連携を強化する方向で各省と協議しております。この場合も、地域で一番望ましい計画を作ったら、その際に、例えばし尿を下水処理場で受け入れるとか、浄化槽汚泥を下水処理場で処理するとか、いろいろなアイデアが地域にあるかと思しますので、それを今まで縦割りではなかなかできなかったものについて、地域で計画を作ってもらったものに対して、各省で応援するような仕組みをできないか、今、各省と協議しております。その点を、具体の施策のところ、どういう形で持っていくと考えているのかということをお示ししたいと思っております。

委員長 報告書の中で、最終的には具体的に記述されてくるということになるのですね。

事務局 はい。

委員長 分かりました。それでは、予算の問題なんかも含めて、A委員の言われたことがどこかで出てくることになるだろうと思います。ほかには、いかがでしょうか。

C委員 全般的に言いますと、相変わらず高密度な文章を書いておられるなと感じました。言葉は尽くされており作文がお好きなんですよという感じがするんです。少し文章としては、多分、5の項目に分かれているんですが、もっと短くしたほうがいいですね。最近、答申の類って長くなり過ぎていて、ポイントを絞って、せいぜい5頁から10頁ぐらいにまとめたほうがいいし、もっと短くてもいいと思っております。文字数が限られている方がいいことが書けるというのが経験則だと思いますので、似たような話が、2のところもそうだし、2も3もそうなんですね。その上で、5があって、またさらに具体的施策を書いてということだから、恐らく同じような話が繰り返し出てくるだろうと思います。どこかで1カ所出てくれば十分なので、ぜひシェイプアップをしていただきたいと思えます。

その上で、内容についてですが、例えば資料2-2の1頁のところですが、「これからの下水道の役割」で、これから社会状況の、いろいろな大きな変化を踏まえて役割を再構築するということであれば、何をどう再構築するかということが重要になります。私なりに思っていることは、少し順不同で申し上げますと、まず1つは、5頁ですね、「国の役割」というところで、言葉としてはそれなりに思い切ったワーディングを使っているところも思っています。その中で、1つ気になっているのは、下水道は直轄がないんですよ。道州制

の絡みなどもあるので、本当に国である必要があるかという議論は今後あると思いますが、特に技術的なことが問題になる場合には、国が直轄を持っているか持っていないかというのはとても大きいことだと思います。つまり、行政として技術力をどうキープするかが論点なんですね。国が調整作用をするにしても、監督作用をするにしても、現場との直接のやりとりみたいなものは、現実には現場を見ていないと、どうしても感覚が鈍ってしまって問題だと思います。建築行政はまさにその典型であり、そうした取り組みが無かったために、全部地方に任せて、現場からずっと離れていたのです。国でも、営繕なんかもそうですけれども、自分でなかなかやらなくなっています。それから、任されたはずの地方も同じなんですね。地方もどんどん現場がなくなって、アウトソーシングをやって、現場をやらなかったことが10年、20年、30年経ったら、実は審査するほうの行政に技術が分かる人が居なかったということに初めて気がついたのです。この点は、大きい話だと思います。本当は、国で企画立案するにしたって、何かしら直轄的なものがないと、大変なことになると思うので、事業実施という観点からは、そのことが報告に入っている必要があるかなと思います。少し書き方の工夫が要るかもしれませんが、とても大事なことだと思います。「国家的な見地」とか言う言葉を使ってもあまり意味がないと思うので、もっと実質で勝負してもらいたいと考えております。

それから、2点目としましては、再構築ということで申し上げますと、私は、特にこの下水道事業に関しては、もっとあか抜けてほしいなと基本的に思っています。どうあか抜けるかという話なんですけど、1つは、1頁目に出てきますが、の安全な暮らしの最初の点ですけれども、いろいろな、地球温暖化とか気候変動とか大規模地震と書いておられますけれども、こういうことがあるから再構築が必要だというのは分かります。しかし、そうであれば、都市と地方を分けて、政策をきちんと出してもらいたい。つまり、都市再生特別措置法もそうですけれども、あれも、最初つくった時は今とだいぶ違ったんですが、改正したら全くベクトルが逆の施策が2つボンと入っているわけですよ。私は法律を別にしたほうがいいと思っています。だから、いくなればそのような状況が、大都市圏と、それから地方都市の場合で違いがあるわけで、施策が同じだったらおかしいと思います。地球温暖化にしたって、それなりに都市と地方で施策が違ってくることは当たり前のので、特に下水道事業に関してはそうだと思います。

地方の場合ですと、景気対策的なことも含めて、あるいは補助的な観点も含めて事業を行うということはやはりあるんだろうと思います。しかし、都市部の場合は、いろいろな

ところに出てきますが、まちづくりの話がもっと前面に出ないといけない。下水道は都市インフラであり、しかも環境を積極的に創造する、良好なものにするという観点からの施策が必要とだと思えます。地域に応じて多分、施策の性質が違わないとおかしいのではないのでしょうか。ぜひ都市部については、よりあか抜けたといいますが、少し先取りのな施策をもう少し指向していただけるといいなと思えます。

都市と地方を分けるということと、国の技術力のキープといった事業実施以外の施策に、ぜひもう少し入ってほしいです。この報告案の中でやや不満なのは、いろいろ言っている割には、最後、講ずべき下水道施策のところで、「計画的な事業推進」とか書いてあり、これはまた、事業を一生懸命やるという話になっています。この点については繰り返すようですが、もう少しあか抜きたいですね。施策と言えば、工事ばかりではなくていろいろあり、そうすると下水道部局だけでは出来ないことははっきりしているので、ぜひ都市計画のほうと、もう少し明確に連携しないと見通しが暗いかなと感じがするわけです。

それから、あと、3番目は、先ほどのどなたかのご議論にもあったんですけども、事業実施のやり方を、費用の使い方が変わってくるよとか、そういうこともとても重要な視点だと思うので、ぜひ具体的に、そういうことをすっきり明確に書いて欲しいです。この報告は方向性を示すものですから、すっきりとした報告にさせていただけるといいかなと思えます。以上です。

委員長 どうもありがとうございました。今、3つ言われたんですが、2つ目の大都市圏と地方圏というのかな、それぞれに応じて施策を分けて考えなくてはいけないという点は非常に重要だと思います。何となく押しなべて、国の政策というのはどこかを優遇するとか、多分言えなくて、みんなに同じようにやりますよとしか言えない宿命なんですか。どうなんでしょう。局長、いかがですか。

都市・地域整備局長 難しいご指摘です。都市と農村とかいうと、地域間の格差とかいろいろな観点から考えなければなりません。

委員長 そういうものですかね。

事務局 具体の施策ということで、今日はお示ししていないで申しわけございませんが、例えば、未普及の解消の問題も、私どもが今考えておりますのは、市街化区域に重点化を図っていくことです。そして、その周辺部は出来るだけ自由に、地方で取り組みやすいように事業の環境を整えてやるとか、例えば浸水対策、安全という視点も、本当に生命、財産にかかわる、都市活動にかかわるといような部分に重点化を図っていくことを考え

ています。これは、今までは、5年に1回の雨に対して全国一律で広く事業を進めてきたところを、結果的にはC委員がおっしゃっているような都市に着目した施策ということになると思います。また、重点化を図ることにより、逆に地方には出来るだけ裁量を持ってもらうという方向とするなど、選択と集中といいますが、そういう方向は具体の施策の中で出していきたいと思っています。

委員長　それこそ、私がいつも国交省の会議に出席すると、「国土の均衡ある発展」という、便利な言葉があって、これはまあ、青森市長はどう言われるか分からないけれども、そういった途端に、特にインフラについては、全国津々浦々、同じようなものができるべきではない、こういう話になりがちです。

実は、数年前の国土審議会の最後のところで、「国土の均衡ある発展」と言う限り、全国一律なものになって、まずいのではないかということを示したのです。下水道整備についても、もう少しメリハリをつけると良いと思います。次、どうぞ。

D委員　私は最後の、抽象的とは思いますが、基本的方向の「投資の重点化」とか、「地域特性の重視」とか、「計画的な事業推進」といったところに事務局の苦勞があらわれているのかなと思っております。もっと具体性を持たせた方が良いと思いますけどね。今の行政の状況を見ると、結局、公共事業の事業評価が入ってきた。それから、政策評価が入ってきた流れの中で、割と具体的に書き込んであって、例えばローカルスタンダードをつくるんだとか、費用対効果を明確にして、どう投資するかをこれからやっていくと、抽象的ではあるが、今書いているところに、事務局の意欲を感じます。ですから、具体的施策と、この総論のところとあわせて読んでもらうと、これからの時代の公共事業の評価のあり方、費用対効果の問題、それから、今お話の出た大都市と地方で社会的効果はどうかということも含めて分かるように、方向性を出してもらえば良いと思います。

それから、もう一つは、さっきB委員も言われましたけれども、「国の役割」のところで、どこまで具体的に汚水処理施設間について調整してくれるのかというのが、実は、地方にとって非常に興味があるところではないかと思えます。これを読むと、結局分からなくて、7頁ですが、「対応方策の総合化」というところで、事業分野を超えて横断的に実施する仕組みを構築する必要があると、人ごとのように書いてあるんですけど、誰がやるのかというところが、どこまで今回の報告の中で発信が出来るかが重要だと思います。もちろん、各省との関係もいろいろあるので、下水道だけが突出して出来るかどうか分からないけれども、少なくとも国の計画や政策として出す時には、国の各省庁で調整をして、それを地

方に示して、そしてそれを踏まえて地方は地域の実情に合ったような事業手法を組み合わせないとなりません。汚水処理の観点について、どこまで国としてリードするんだというところは、ぜひ問題意識を持って、書けるぎりぎりまで書いて欲しいと思います。

委員長　今の点は、私は非常に重要なところだと思います。それで、前に議論させて頂きましたが、要するに、どれだけ家庭の汚水が処理されているかだけに着目して比較することは妥当でないと考えています。下水道で80～90%、それから、浄化槽は70%程度と、同じ浄化率のように見えますが、実は、浄化槽というのは出した水が、側溝に入るわけです。そうすると、側溝を整備する費用とか、清掃する費用は誰が持っているかとか、しっかり比較しなければなりません。また、我々としては十分な水質だと考えていない通常処理の下水処理水と同じような水質レベルの水が、自分の家の目の前の側溝を流れていて良いのかとか、そういう観点からの問題まで本当は比べないと、浄化槽と下水道の比較は出来ないと思います。

ですから、そういう意味で、何か今述べたような観点からの指標をもう一つ加えて、各家庭で見た浄化率プラス、少なくとも危ない水は害が無いように集めているといったこととあわせて指標化をもう一步進めた上で比較することが必要です。農業集落排水施設はほとんど下水道と同じ集合処理という形態だと思うので、老朽化施設などを必要に応じてあとはつなげばいいような話だと思います。いずれにしろ、地域全体としての汚濁負荷削減といった観点をもう一つ加えて評価する必要があると考えています。下水道、農業集落排水施設、浄化槽、この3つを、単にその施設が持っている浄化率のだけで同じように扱うことは、場合によっては非常に危険で、それが、例えば、湖沼の水質が悪くなっていない原因だったりしていると思います。そういう観点を加えた上で、この3つの施設の効果を評価しながら、適切に役割分担、連携しましょうというようなシナリオは必要です。今までのままでは、結果として、全体としては良くない方向へ行きかねないと思っております。

B委員　6頁に住民の役割というところがありまして、抽象的ではあるんですけど、今おっしゃったことと関係あると思います。現実に現場にありますと、下水道整備の要望が、地域の要望が非常に強いことは強いんです。ところが、問題がありまして、実際に整備してもつながない人がいるわけです。ですから、そのギャップが非常にありまして、それで、その場合に、地域のつながない人の原因を分析してみますと、例えば、生活保護世帯でお金が全然出せないから、私のところはつながないという人も、何%かは、あります。だけれども、お金は出せるんだけどつながない人がおり、自分のところは水洗化でき

ているから、お金をさらに出してつなげたくないという人が多いんです。だから、それは今の委員長が言われたとおり、一部分だけを見て繋がらないと言っているというわけです。

ですから、この「住民の役割」のところで書いてありますが、環境負荷をみんなで、環境を守るためにしなきゃならない、これはそのとおりなんですけど、それをどう理解してもらって、実際につないで使ってもらおうかというところが、非常に我々の苦勞しているところです。ですから、私どものほうも、水洗化率が17年度末で87.3%です。あと残りは難しいところに入ってきていまして、これが大変です。さて、これをどう引っ張り込んで、限りなく100%に近づけるか、というところが、現実問題として大変な苦勞なんです。ですから、この点については大変大事なところだと思います。

委員長 事務局、こちらで少し議論を続けますので、あとでまとめて答えてください。

E委員 全体にわたる、先ほど来、出ている議論にやや似たことを申し上げますけれども、目次立てで3の(2)、「役割実現に向けた政策展開の基本的考え方」として4点挙がっているんですが、印象で申し上げますと、3番と4番は要らないと思います。1つ目の、関係者が協働してやりましょうというところと、2番の分野を超えて総合化してやりましょうというのは良いと思います。しかし、3番と4番は、前のほうにもいろいろと書いてあることにやや似ているんじゃないかという印象を持って、そのところは、もしインパクトを与えるとすればはっきりとした表現のほうがよろしいかなと思います。

それと絡まってですけど、第5の(1)の基本的方向、これが、正直言って、どういう観点で書いているか分かりにくい。つまり、誰が講ずべき、誰がやるべき施策なのかははっきりさせるべき。先ほど分野をまたがってみんなでやろうということと、関係者みんなで協力してやるんだと言っているながら、最後の基本的方向のところやや抽象化されて、重点化、効率化、特性、計画的という言葉で書くと、またわけがわからなくなるのではないかと思います。中身を見ると、どうも地方公共団体が住民とまず議論をしながら、計画的な取り組みをする、そのための案をつくるとあります。これは結局、前段で言えば、重点化することを当然前提にしているし、あるいは地域特性を考えたことをやるべきだとお考えになっているんだろうと思うんです。その地方公共団体が、そうすると、計画の重要なプレーヤー、一番大事なプレーヤーであるということなのかということで、そう位置づけるのならそれははっきり書けばいいと思います。そのときに、地方公共団体というのは、やや抽象的で、県と市町村とはまた役割が違うと思います。県の役割、市の役割をどう考えているのか明らかにした方が良いでしょう。

そもそも、この下水道施策を誰がどのようにリードしていくのかというところの基本的なスタンスを、もう少しはっきり出してもいいんじゃないかと思います。国は、やはりやるべきことがあるはずで、今、緊急にやらなきゃいけないことっていうのは何か明確にすべきだと思います。国の施策は市町村のニーズの中だけで議論しては十分ではないと思います。国として進める部分は重点的にでもリードしてやるんだ、先導的にやるんだということは、はっきりメッセージとして言うべきことは言えればいいと思います。それも、施策はいろいろあって、施策の中での重点化というふうにやや見えて、それは、例えば8頁のところに書いてあるんですけど、その優先度も、「施策分野ごとの特性に応じて優先的に整備する場所とか目標を決める」と書いてあるんですね。施策別の重点化というのは、はっきり書かれていないんですけど、この5年間とか10年間で、国がリードしてでも頑張ってるやらなきゃいけないことはこれだということが、本当はあるんじゃないかと思います。そういう意味で、最後の、講ずべき下水道施策のところも、役割の分担の関係と相まって、少しめり張りをつけてお書きになったほうが迫力があるのではないかという印象を持ちました。

委員長 ありがとうございます。どうぞ。

F委員 私も全く同じ意見なんですけど、拝見していて、誰がどこで何をやるのかというのが全然見えてこないというのが一番の印象と、それから、こういった公共事業に関して、いつも思うんですが、どうしても、誰がやるんだというのが前面に出てしまっているところが問題だと思います。それよりも、何をどこでやるのかということが一番大切で、それをうまくやるためには誰がこれをやりましょうという、そういうストーリーがあってもいいんじゃないかと思います。

そういう意味で、この骨子を見ていくと、まず最初に役割分担で、国と地方と住民という基本的姿勢が書いてあり、基本的姿勢がこれとは全く別に、E委員がおっしゃったように、それではこの項目は誰がやるのかが全然わからないと思います。特に、今具体的にご指摘になった、例えば対応政策の総合化なんていうのは、本当に基本的方向だと思います。だから、基本的方向でこういうことをやっていきたいということを打ち出していただいて、じゃ、そのために誰がこれを連携してやっていかなきゃいけないのかと、そういうことをストーリーとして書いていただけると、じゃ、国としてはこういうところをやらなければいけないというところが見えてくると思います。

8頁の(1)の基本的方向は、誰が何をやるのかということが見えないだけに、誰も結

局責任をとらないんじゃないかという、そういった懸念が逆に出来てきてしまうところがあるので、やはり国としてやらなければいけない広域的な視点という部分はあると思います。ストックマネジメントにしても、国の役割というのは、実はすごく多くて、そこを明示していくべきだと思います。8頁の のところで、いろいろ、べきである、べきであると書いていて、実はこれ、全部市町村がやるべきことじゃないかなと思うところがあります。市町村の側では、果たしてこういうことを本当に受け入れることが出来るのか、そういう方向で考えているのかということも見えていないので、その点の書きぶりを工夫していただきたいと思います。あと、数字、つまり定量的な評価に関してなんですが、整備目標なんかに関しても関連があると思うんですが、費用対効果という時に、どうしても1種類のものしか出てこないですね。先ほど委員長がおっしゃいましたように、例えばこの下水道にしても浄化槽にしても、その費用対効果といった時に、じゃ、この地域で下水道を整備してどのぐらいの費用と効果があって、浄化槽で同じように示した時に、どちらを選びますかという選択肢があまり示されていないところで、これでいきますと、とにかく安くしましたというイメージがありまして、そうすると、どうしても住民の側からすると分かりにくいという思いが強くて、じゃ、本当に、どれだけどっちをとったらいいのか、安く出来るのかというのが分からないと、最適化ということはできないと思うんです。

また、コスト縮減、コスト縮減ばかりうたってしまうと、実は変なところにコストを縮減する力が働いて質が落ちてしまうということを心配しております。そのため、コスト縮減にしても何にしても、選択肢が示されるということが一番重要だと思います。その選択肢を示す場合の費用対効果にしても、先ほど委員長からありましたが、やはり国や地域として、市場、マーケットだけで評価されていない部分というものがあると思うんですね。環境負荷とかそういった地域全体の負荷、そういうことを含めて、きちんとした費用対効果が示されて、その複数のオプションの中から選択出来るということが重要だと思います。そのため、基本的方向、費用対効果にしても、そういった概念を、住民の合意を得るためには一番重要だと思いますので、その辺の視点も入れていただいて、これがしたいんだ、そのためにこういった人たちがこういうことをしていくよと、いうストーリーがはっきり見えるような、そういった書きぶりを、工夫していただけたらと思いました。

委員長 ありがとうございます。今までのところ、幾つか論点がありそうなんですが、誰がやることになる、講ずべき下水道の施策かという、これが非常に根源的な問いかけでもあるんですね。今のお話もそうだし、逆に言うと、でも、何をしなきゃいけないか

ということは、実は、2の基本的な課題に示されていて、その課題を何とかしなくては行けないということが、ある種の出発点ですよね。そういう意味では、そこからストーリーが始まっているんだけど、誰が講ずべき施策なのか、この辺になると、確かにもう一息、何か整理が必要かと思います。さっきからの国の役割、地方の役割、住民の役割ということに戻るのかもしれませんが、その点はどのように事務局は考えていますでしょうか。

事務局 基本的には、国が講ずる施策を前提に考え方を整理するということを考えており、表現として、主語がないものがありますから、自治体が取り組むかのごとく見える部分もあると思います。つまり、表現的に練れていない部分もあるんですが、基本的には、私どもがこれから出していく施策の前提の考え方として、こういうことを整理していただきたいということでございます。

委員長 E委員、いいですか。

E委員 国が講ずべき施策ということになると書きぶりが少し変わってくるように思います。9頁あたりの「計画的な事業推進」のところの書きぶりは、これは、明らかに地方公共団体がやるのが大事だと書いてあるわけで、国としては、こういうことが出来るような、何かシステムを導入するということですよね。そういう書きぶりにしなければいけないんだろうと思います。

それから、地域特性のところについても、国がやるべきことということで、ここでの書きぶりを考えると、いわゆるスタンダードのあり方だと思います。ローカルスタンダードの導入を図るべきであるということを書いてあるんですけども、こここのところも、もう少し突っ込んで中身の議論を多少はしたような気がするので、書いたほうがはっきりするかなと思います。

委員長 その点については、さきほどC委員が言われた意味で、直轄がないというか、そのせいか、今一つ自治体に気兼ねしている部分が国土交通省にもあるのではないかという印象がします。ローカルスタンダードという言葉はいいけれども、では、どういうものがローカルだと決められるだろうか。「これはローカルです」と言った途端に、おれたちはもっといいものが欲しいんだともなりかねないのではないのでしょうか。

ですから、大都市型、ローカル型というのを分けるんだということは、一つの大きなポジションの転換の表明だと思います。

C委員 今の点についてなんですけれども、理念としては地方に任せるべきだという

議論はありますが、実態がなかなか伴わないという話があります。そこで総務省のように地方分権と言っている役所が一番中央集権的でありますから、その点は上手に、地方分権の理念を言いつつ、こういう方向がいいんじゃないかと国として考えることについては、憶することなく、それが結局、住民の広い意味での支持を得ることになるので、輻輳的、重層的に、大人の対応としてうまくやられたらよろしいと思います。

それが一つと、あともう一つ、最近、非常に強く思うことは、行政のあり方がとても難しい局面に入っていると思うのです。それは、やはり国会との関係です。日本は議院内閣制ですから、国会議員の言うことを聞くのは、ある意味で憲法上の要請があるんですけども、ところが、いわゆる議員さんの意見と、声なき声の国民の人たちとの意見の間に非常に大きな懸隔があって、どちらが近未来の像なのかということを考えないといけないわけです。

だから、改革がいろいろ言われているわけですが、自分たちとして方向性を見出すためにはどうしたらいいかということ、どちらの声もきちんと踏まえて進めていくということだと思っているんです。これは別に憲法論で言っているだけですけど、議院内閣制も、前提にあるのは権力分立です。行政は行政として政策を示すということが大事です。そのための専門家集団ですから、専門家として科学的、合理的な行政施策というものはどういうものかということ、やはり出してもらいたいと思いますし、そうすれば、いろいろな学識の先生方は皆さん賛成してくれると思うんです。

ですから、多面的に考えるということが大事だし、最近はクリティカルな素材ですと、中心市街地の活性化のように、大きな勢力が両方でぶつかるようなことが結構あるわけですし、また新しいものと古いものがぶつかって法案を作らなきゃいけないこともあるし、古い勢力と古い勢力がぶつかることもあるわけです。中心市街地だと、少し新しい勢力と古い勢力が、国交省を舞台に戦ったみたいな、その結果法律ができたという、そういう経緯がありました。

ただ、私が見るところでは、下水道の場合は、制度的には国会に引っ張られることはあまりないんじゃないかなと思っています。道路なんかは厳しいわけですけどね。制度的に非常に厳しいかもしれませんが、もう少し自由度があっていいと思うので、先見的な施策を出してほしいと思っています。逆にここで出さないと今後の施策展開が厳しくなるかもしれないと思います。以上です。

委員長 どうもありがとうございました。

事務局 ローカルスタンダードの話なんですけれども、今、私どもが検討しておりますのは、未普及解消クイックプロジェクトというネーミングで、今までの標準的な基準にはあたらないうり方を、社会実験としてモデル的に事業として取り組んでいけないか考えています。そのための予備的な検討を、大学の先生とか、国総研とかの国の研究機関とかに委員に入っただいて、その中で斬新的な技術といひますか、地域にんじた技術を導入していくための検討を行っっています。

これを、補助制度的に考えますと、細かい部分では、会計検査対策とか、あるいは補助基準とか、いろいろな行政的な課題がありまして、そういうところをダブルスタンダードでなく超えていくため、社会実験という位置づけで、できれば来年度ぐらひにも制度化して取り組んでいきたいと思っっているところですよ。そこで汎用化できれば、一般技術化出来るわけですから、ローカルスタンダードの導入、あるいは、C委員がおっしゃっっていたよな、私どもの技術的弱点を、みんなの力も借りながら一緒に打開するよな取り組んでいきたいと思っっているんですよ。

委員長 ほかに、どうでしょう。

G委員 大体、皆さんおっしゃっただけしたことと重なっっている部分もあるんですよけれども、まず初めに、今回の資料2 - 2の1頁目のところで、まず、下水道というのは、ナショナルミニマムの確保の視点からということが取り上げられていて、他方で、その事業主体が地方公共団体であるというあたりのところから、その財源をどうしていくかという話が次に出てくるだろうと思っんです。他方で、5頁のところの「国の役割」というところを見ますと、ナショナルミニマムという観点もあるので、事業の実施に対して国が指導及び助言による関与をするとあります。しかし、事業の円滑な実施に向けて、財政面では支援を行うという書きぶりになっっているんですが、一定のミニマムを確保するだけけれども、実際には地方が担い手になるので、それをサポートするんだよという書き方になっっていると思っんです。ただ、その場合に、財政支援というのをどう考えるかというところを、もう少し書き込める限りで書き込んでもいいのではないかと思っました。

1つめは、資金の量をどうするかという、その全体の金額のことがやはり取り上げられると思っます。他方で、地方がある意味使いやすい資金のあり方とか、先ほど話に出ていた、省庁間で連携をとって交付金の出し方を工夫していくとか、あるいは、補助基準をどう考えるか見直すという面も含めて、その財政面での支援内容について具体化が必要だと思っます。その場合には、地方を支援しやすいよなあり方、もう一方で、省庁間の連携

の議論とあわせて盛り込まれたら良いという点が一つです。

それから、次に、「事業の継続性」という話が出てきています。確かに継続的な事業の実施というのは重要なことだと思います。これについて、これから新規で整備する部分については、中長期的な見通しも含めて、その実施を多面的に検討するということですね。いろいろ思うんですけども、問題なのは、既に設置されているものを、今後どう継続していける環境を整備するかという点が非常に重要だと思うんです。そのための施策ということで、具体的に、ここに幾つか書いてはあるんですけども、例えば人口減少とか財政難というようなことが起こっている中で、そのリスクをどこが最終的にとるのかというあたりが非常に気になっています。これから特に、かなり郊外で、下水を整備してしまったところが、ますます人口が減っていくとしたら、果たして継続的な事業の実施が可能なのか。むしろ、思い切って何か別の方向に展開するほうが、実は中長期的には採算が合うというようなこともあるのかもしれない。そう考えた時に、この継続性の確保は重要ですけども、それには一定の条件があるという気がするんです。そのあたりの、中長期的な観点から見た時の事業の展望に関しては、もう少し幅広い書きぶりがあってもいいんじゃないかなと思いました。以上です。

委員長 ありがとうございます。どうでしょうか、もしよければ。

H委員 感想ですけども、資料2 - 2の最初の1行の、役割の再構築というの、先ほどどなたかの委員がご指摘されていましたが、かなり重要な指摘だと思うんです。この役割の再構築ということで、いろいろな下水道の役割を盛り込んで、それをこうすべきだと、あるいはこうやっていくべきだという議論をしているわけですけども、そのことによって、ある意味では無理があるのかなと思われるところがあります。

何人かの委員がご指摘されたように、今日ご提示された資料の2 - 2は具体性が乏しいのではないかと、あるいは、誰がどうやるかという仕組みが明示されていないのではないかと、というようなご指摘について、私の感想ですけども、この役割の再構築ということで、事業範囲といいますか、目標をかなり広めにとったことによって、下水道だけで出来るということではなくて、どこかにも書いてありましたけれども、協働してとか、あるいは他の事業と連携してとか、そういうイメージになってきているんじゃないかと思うんです。これについては非常にいいことだと思うんです。国土交通省として、全体として見て、例えば社会資本整備の重点計画なんかでも、アウトカム指標でいくわけですから、そういう面では非常にいいことなんです。ところがその結果、逆に分科会、あるいはこの小委員

会としての答申の中で、具体性を持って書けることが少なくなってしまったのではないかと考えています。ただ、繰り返しますけど、目標を広く取って下水道が再構築していくことがいい方向なので、それを生かすような形でこの報告をまとめていただければよろしいかなと考えています。

具体的内容としては、若干指摘したい点があります。5頁の一番上の行に、「全体としての最適化」という言葉があります。それから、8頁の上から4行目ですね、「ストックマネジメント」という言葉があります。両方とも、私にとっては比較的刺激的な言葉なのかなと思って見ました。1つは、全体的な最適化とか、ストックマネジメントとはどういう意味を持つのかなという疑問が、一方でわくと同時に、これをどういうふうに内容づけしていく方がいいのかと、私なりに持ったイメージがあります。

今、前回の資料等をパラパラ見ていたんですけども、前回の時に、経営の視点とか、あるいは、これから管理をしていくのにどうしたらいいかということのをいろいろ論じられて、資料を出されているんですけども、それとの関連で言うと、例えば全体としての最適化やストックマネジメントという中に、具体的な内容として、今日の報告案の中に出てきてないのが残念だと思いますが、例えば効率性といった時に、今回の報告書の中には、先ほどもご指摘ありましたけれども、安くとか、あるいは重点的にとか、こういう側面が出てきますけれども、前回の資料で出てきた重要な点が抜けていると思います。

それは、例えばどういうことかということ、前回の資料で、経営のところ、企業会計をとることによるメリットが出ています。企業会計をとることによって何がメリットになるかということ、例えば、1つの具体例でいうと、今までの官庁の会計だと、ストックをつくった時に、つくって終わりなんです。それが老化してくると、また予算をとってきて直すという、こういうことになります。企業の会計だと、例えばそこに減価償却という概念が出てくるから、それによって、そういう影のコストがいつも出てきます。それが、例えば損益計算書の中に出てくるということです。そうすると、それを前提として、例えば意思決定をしていくことが、通常の企業の場合はあるわけです。

社会資本の場合には、必ずしもそれだけでいいかということ、そうではないと思いますけれども、ただ、そういったストックがあって、そこから出てくるシャドープライス、シャドーコストみたいな、そういう情報を持つということ自体の重要性とか、それが、我々の感覚で言うと、効率性にどう生かされていくか、あるいはストックをマネジメントしていく中にどう生かされていくかということにつながってきたりするわけです。そのことが、

この報告書の中でも盛り込まれるといいのかなと思っています。以上です。

委員長 ありがとうございます。その点ぜひ少し考えておく必要があるんでしょうね。先ほどG委員のご指摘された部分もあって、企業として合理性をどんどん追求し始めると、例えば鉄道会社というのはかなり公益的な仕事をやっているけれども、儲からなくなると廃線にします。下水道の場合は、おそらく、そこは集めませんよと言えるのかどうか、これはすごく問題で、悩ましいところかなと思います。しかも、面的に整備することによって、初めて地域のインフラとしての意味が出てくる施設です。そうすると、非常に遠いところ、離れたところは離しちゃうということがあるかもしれないんだけど、それが地域にとって本当に合理的かどうか考えなければいけません。これもまた、さっき言ったような意味で評価を変えていかないと本質を誤ると思う要因なのです。鉄道会社は非常に公益的なものであっても、それを民がやっていて平気なんだから他の事業もそういう側面はあっても良いとは思っています。しかし、一方で下水道は少し違う生活基盤なのかもしれないとも思っています。

それでは、鉄道事業とどう違うのかとか、その点もう少し明確に、それこそ専門の方々にも議論していただく必要があると思います。その上で下水道の役割というのが、ある種の企業的な合理性の上でどう考えられるべきなのか、あるいはそれでは整備できない要素があって、それについては税金を入れてやるべきなのかといった議論が必要かなと、今、お二人の話を聞きながら考えました。

A委員 今のお話にも絡むのかもしれませんが、多分、次回に出してもらえるとしたいと思いますけれども、最終的な下水道経営を考える時に、トータルで、今、下水道予算、自治体も合わせるとどれくらいなのか。その上で、例えば5兆円なら5兆円という規模があるとした時に、新設の費用と、維持管理する費用、又は補修費用というのが、だんだんクロスしてくるだろうと思います。そうすると、いずれ10年後なら10年後にクロスするような格好になって、こうした費用が、片一方ではあります。ところが、なかなか、こういう時に出てこないのは、一般管理費です。

それで、5兆円使っているとして、多分2割か2割5分ぐらいは一般管理費なんだろうと思うんですが、これ、企業の例で言いますと、要するに、トータル予算の中での一般管理費の比率が上がっていったら、事業は絶対つぶれます。僕は、下水道経営の場合に、非常に重要な問題というのは、一般管理費をどう抑え込んでいくかという問題について、あるイメージを持っておかないといけないと思います。つまり実際の事業費と、新設費用と

補修する費用、これに必要な金額がどんどん減っていったら、その時に一般管理費が変わらないとしたら、もう本当に全てが画餅に帰ってしまうので、結局一般管理費をどう抑え込んでいくのが、多分いろいろな意味で、これからは非常に大きな問題になってくると思います。

その時に、前にも少し申し上げましたけれども、やはり、拠点の数が多過ぎると、絶対管理費は増えるんですね。ですから、流域管理なんかの場合に、出来るだけ拠点を共有化して一般管理費を減らすというような手法を、どんどんとっていくと良いと思います。ですから、管理拠点を減らすとあって、何かそのような手法であるとか、そういうイメージを、ぜひこの一番最後のところに、今日の目次で書いておられるところで、ぜひ、考え方としては、入れていただければなと思いました。

委員長 それは、単なる広域化とかというのと、もっと違う意味でしょうか。

E委員 これは、先ほどもご指摘があったことと、今のご指摘とも非常に似ているんですけども、最初のほうで、これからは管理が大事だとか、経営をしなくては行けないと言っている割には、最後の、国がやるべき施策の中に、その経営的な工夫の記述があまりない。発想と手法を転換すべきであるということまで書いてあるけれども、何をやればいいのかというのがよく分かりません。これは、要するに自治体の経営の問題なので、国が直接、先ほど言った直轄じゃないところが非常に弱いところの原因だと思うんですけども、自治体が考えているニーズの中で、国がお手伝いすべきことが何かあるんじゃないかという気もします。ここまで議論してきたことの流れを考えると、整備、投資に対して国がやるべきこと以外に、経営の面ももう少し、何か工夫することないのかを模索すべきだと思うんです。

それから、もう一点、先ほど、いろいろな主体がいて、それを協働して何かやってみようということを言いつつ、しかも、分野を超えて、総合化してやるんだということを行っている。しかしその割には、一番最後のところで、総合化のほうの施策についてあまり触れられていない。自分のテリトリーの中の重点化は話しているけれども、もっとそれを超えて何かやろうという国の役割について、あまり触れていないと思うんです。これはぜひ、やはり書くべきではないかという気がいたしました。

B委員 実際に事業をやっていると、経営の問題は、非常に大事な問題です。人口が伸び悩む、それから減少、つまり、税金・使用料を払ってくれる人が減っていくわけです。だけど、おっしゃるように、下水道は撤退できないです。そうするとどうやってやる

かという、どこから財源を持ってくるか、あるいは負担を求めるかなんです。

もう一つの視点は、今おっしゃった、コストをいかに下げるかということです。いわゆる今はやりのアウトソーシングを、何かこの下水道にも入れて、公務員の数をどんどん減らしていくということでコストを引き下げる、こういった工夫も当然必要になる。もちろん、職員の処遇にかかわることですから、かなり難しい問題があるんです。つまり、多くの課題を乗り越えながらやらないといけないということです。そういうことで、経営がこれから大変難しい状況に、私どもやっている側は直面しています。

そのような中で、合流式はもう数十年たっていますので、いわゆる改築更新の時期を迎えています。しかし、それに対しての支援は限られた財源の中で、かなり一定の採択条件がないと、幾らでも必要な部分に補助が入るかという、そうではない。そうすると、もしボタンといたらどうするんだと、こういう問題が古くやったところほど、それが常について回る。これからやろうとするところは、いろんな工夫ができますけど、やってしまって、作って使ってしまっているところに対しては、そういう心配がいつもついて回っているという状況です。ですから、そういう中で経営しなければならないということですから、これは大変なことです。

一般財源は、ご承知のとおり、蛇口がどんどん細くなって締められていますから、相当のリストラをやって、そして、コスト削減をやっている最中です。こうなってくると、何が一番心配かという、下水道をさらに普及して、そして環境を守っていきましょうと、水環境をちゃんとしましょうということに対する投資意欲が落ちていくことです。これが一番怖いと思います。ですから、現場で何を優先しているかという、目の前の住民が欲して待っているものに優先せざるを得なくなって、下水道のように将来を見越したものに対しては、しかも、費用が多くかかるから、これは少し蛇口を絞って先延ばししていくという状況が既に起こりつつあると思うんです。これは大きな問題だと思いますので、これをどうとらえて、将来計画を描いたらいいのかということが、国としても対応する必要があり、大変大事だと思います。

委員長　よく理解出来ると申し上げては失礼だけれども、全く悩ましい、多分そういう状況なんだと思うんですね。それに対する答えはありますか。

事務局　これについては地域によってかなり状況が違う中で、例えば先ほどから出てきている改築更新の問題について言えば、私どもは、施設をいかに長持ちさせるかということが一番のポイントではないかと考えております。だから、長持ちをさせる公共団体に

インセンティブが働くような財政的な支援といいますが、そういうことを考える必要があるのではないかと内部的には議論しております。

一方で、国の補助金だけでこの問題が解決するかというと、またこれも厳しいわけですので、やはり、F委員がおっしゃったような、住民との合意形成の中で、本当に下水道の役割・機能を住民に理解していただいて、改築の必要性を理解していただいて、負担をしていただくというあたりとか、自治体にとっても、本当にどういう経営、事業展開をやっていくことが良いのかということについて、自治体に考えていただく必要があると思います。ところが、自治体によっては、必ずしも十分、将来の経営見通しとか事業の展望というのをお持ちになっていないところもあるようです。そこをもっと計画的に、しかも、透明性を高めて、経営の問題に取り組んでいっていただくような仕組みといいますが、そういうものをつくっていくことが必要だと考えています。ですが、多分この問題、1つですべて解決できるような答えというのはなくて、いろんな答えを持ち寄って状況を改善していくということではなかろうかと思っています。

委員長 それでは、他にご発言があればどうぞ。

C委員 先ほどからの、経営の観点をどう入れるかという話ですが、先ほど委員長から、鉄道会社と下水道が違うか違わないかというお話があったんですけども、多分、本質的に言うと違わないんだと思います。もちろん、従来の考え方からすると違うという前提で、歴史的な経緯もあったりすると思うんですけども、鉄道会社そのものも規制緩和したりして、あれはもう、改正後は許可会社という形になっています。そういう意味で自由度はさらにアップして、民間的な手法をやりましようとなっています。そのため、廃線もいいですよということになっているんです。では、下水道は本当に違うのか、廃止はあり得ないのかというと、まさに時代が違いまして、ないという答えは出せないの、なんでもありが前提だということが、何かにつけ、まさに、ゼロベースで問われているようなところが一般的にあると思います。

例えば、道路のつくり方もそうだったんですけど、これも、一昔前だったら、そんなの、民間会社にやらせるなんてあり得ないことだったし、ところが、振り返ってみれば、道路運送法という法律があって、実は民間も運営できましたよとか、箱根のターンパイクなんかは実際それでやっていて、ネーミングライツですか、そういう売買もするんですよみたいな話があります。公共用物、それから、行政の本体みたいなところについても、実は売買が出来るし、それから民間会社も出来るし、効率性を追求していいんですよというふう

に、少しドグマが変わってきているんです。

実は、行政法は大体おくられているので、行政の実務は余計そうなると思いますけれども、なかなか従来型の考え方から出られないところがあるわけです。ところが、最近、法律の世界でも、非常に興味深い現象は、行政法というのは、行政をどう動かすかというところに関心を持っている法領域なんです。下水道法もその一つですけれども、他方で、会社法があります。あれは、純粋な民間が対象です。本当に利潤追求だけを本則とするような会社を対象にするのですが、会社法と行政法というのは、近年実は非常に近似化しているといわれています。会社法のほうは、要するに、私企業のガバナンスをどうするかという話を追求しているだけけれども、それを追求していくと公的な一面もありますという話になるし、行政のほうは、本当に公ですよということでやってきたけれども、よりきちんとしたガバナンスを追求していくと、実は会社法のスキーム、行政に当てはまるんじゃないかと言われていて、何か両方が非常に近似化しているんです。

だから、大事なことは、行政だからできないということは、最近の法概念上はおよそあり得ない、概念的にですが。それは、そうみんなが思ってきたという以上のものではないのです。下水道に関して、本体のところは少し難しいと思うんですが、例えば、いろんな公園の利用みたいな話も出てきたし、それから、せせらぎを作りますよというようなところもあります。そうすると、そういう部分は、もっと民間に、全面的にゆだねることが出来ないかとか、もう少し儲かる仕組みを考えることが出来るだろうと思います。また、先ほどインセンティブを誰に与えるかという議論がありましたが、自治体に与えても、いろいろ感が悪いですから、インセンティブは民間に向けるよう考えていくことが必要だと思います。

そういう感覚がおくられているのは河川もそうで、河川は、多分下水道と似ています。つまり、そんなこと絶対あり得ないと頭から思っていることを指摘したいと思うのです。しかし、それは多分そうではない。とりわけ、下水道は人工施設的な性質がとても強いですから、そういう意味では、庁舎管理とか、そういう都市公園管理みたいなところとかなり似ている部分もあると思うので、ある部分だけ切り出せば、もう少しいろんな例を参考に出来るのではないかと思います。

委員長 わかりました。どうぞ。

E委員 細かなことを1つ、2つだけ。4頁の活力ある暮らしの実現というところの、パンチ力がいまひとつだと思います。ここでは、例えば処理場の上に民間ビルをつくると

か書いてありますが、そんなことより、何よりもまず、東京が国際競争力を保つために、あの古い下水管がぼこぼこ落ちたら困るわけですね。それから、内水が氾濫して、合流式から未処理汚水が都心にばらまかれたら困るわけです。絶対的に、国際競争力の大前提であるインフラである下水道として、そこはしっかり対応すべきだということを、はっきり書いたほうがいいと思います。国際競争力というのは、何か表に出てくるようなものだけじゃなくて、一たんそこで崩れると、決定的にもう立ち上がれないという状況があると思うので、これは是非対応すべきだと思います。

それから、もう一つはローカルスタンダードのところは、郊外部の話をイメージして出ていますけれども、前半のほうで、閉鎖性水域の話をされていますよね。そこは別のスタンダードがあっただろうと思うんですよ。これは前にもお話ししましたが、閉鎖性水域においては高度処理と呼ばず、あれはスタンダードだと言っても良いと、そうむしろ思ふべきなんじゃないかと。そのぐらいのことも書いて良いという気がしています。少し細かな点ですが。

委員長　　どうぞ。

G委員　　今のところと若干重複しますが、4頁目の、快適で活力のある暮らしの実現といった時に、その快適さというのは、ナショナルミニマムを超えた、さらなる付加価値分で、市場でも取り引きできるというような、そういうニュアンスを持った言葉のように読めてしまうんです。また、今のお話にもあったとおり、安全ということと、安心ということと、少し違うと思うんです。安全というのは、やはりハードの意味で、例えば水害が起こらないとか、地震への対応というのは、ハードの設備の話なんだけれども、安全があって、それに、さらにソフト的なものが加わって、初めて安心ということがあるんだといえると思います。その安全の部分に関して、ハードを整備しつつ、それが、例えば持続的にさまざまな主体の参画を経て、その上できちんと維持していけるような、ソフト的な仕組みがあって初めて安心というのは確保されるんだろうと思います。そこで初めて暮らしというものが維持できるというような発想でいくと、その快適で活力あるということも大事なんですけども、もう一方で、安心というようなことがニュアンスとして入られると、かなりナショナルミニマムのサービスとしてのソフト、あるいは地方自治体の役割ということを裏づける主張が、ここで盛り込めるのかなと思いました。

委員長　　わかりました。よろしいですか、どうぞ。

F委員　　細かいことなんですけど、6頁の住民と、それから民間事業者の役割というと

ところで、必要な費用負担を果たすということはいいと思います。ところが雨水の流出抑制に向けた事業の取り組みを行うなどというところが、両方に住民と民間事業者があります。これは、少し具体的にどういうことをイメージされていて、それが本当に適切な役割なのかなというのが、少しよくわからないんです。一人の住民としてこれを読むと、何か少し、意外にぎょっとするんですが、具体的にどういうことをしなければいけないのかと、ご説明いただけますか。

委員長　これは、少し答えてくれますか。要するに、地下浸透とか屋根の雨は下水道につながないで庭で浸透させてくださいとか、多分そういうような趣旨ではないかと思うのですが。

事務局　例えば浸透ますとかそういったものを個人でつくっていただくとか、あるいは、企業の建物なんかを設置していただくということを考えております。

F委員　そうすると、それが適切な役割って言われてしまうと、そこまで本当にやらなくてはいけないのかという疑問があるんです。具体的に、マンションとかたくさん建っていますけど、その貯水ますとか、実際にいろいろ活用されているところは少ないですよ。それはやらなくても良い理由があると思うんです。やはり、そののところを追求しないまま、いきなり、それはやらなきゃだめよと言われると、何でという感じがしてしまいます。

委員長　これについては場所によって既に雨水、貯水槽を持っているところは、容積率を上げたりとかは既にやっています。

F委員　それはインセンティブがあるからではないでしょうか。それはソーラー発電も同じ仕組みだと思うんです。インセンティブをちゃんとつけてあげて、導入する仕組みがあるので進むのであって、それをやるのが当たり前みたいに書かれると、それは少しニュアンスが違うと思います。

だから、ここはつなぐとか、必要な費用負担を果たすというのは、利用者としては、そういう必要があるということは分かるんですが、プラスアルファ、行政でもそういうインセンティブをつけて、そこがうまく回っていくような仕組みをつくるべきだと書くべきであって、やりなさいというのは、少し言い過ぎかなという気もします。その点は書きぶりなんですけれども、イメージは分かるんですけど、少し強いかなと思いました。

委員長　しかし、そのぐらいは協力してくれないとできないと、こういう趣旨でもあるから、それはちょっと工夫がいりますね。次、どうぞ。

D委員 下水道経営と財政のところなんですけど、夕張問題に端を発して、地方公共団体の財政健全化法というものがこれから整備されます。そうすると連結決算になってくるわけです。今までの一般会計だけではなくて、公営企業も全部入れた連結決算で全体を見ようという動きにこれからなってくると思うんです。下水道だけではなくて、上水道も病院も交通も入れてです。その時に、連結決算で全部見れる状態になる、それから、起債の制限も、一般財源で出している部分は、将来にわたっては地方債と同じ扱いになるよということになってくる、そうするとどうしてもこれは、地方公共団体、下水道をやる側からすると、やはりここに書いてあるような投資の重点化、効率化とか、地域特性の重視だとか、計画的な事業推進、それから、さっきおっしゃっていた、事業計画をきちんとして住民に見せるとかということが、これから5年、10年の間に相当進んでくると思うんです。

だから、それに対応したような問題意識を持った書き方をきちんとしていくということが、これから出す計画として大事じゃないかなと思います。皆さん方おっしゃっているのと同じことだと思うんですけれども、そういうことをやる地方公共団体の側からすると、相当選別した事業にならざるを得ない。そうすると、合流式をどうする、展開する新たな施策をどうする、それから、例えば今まで100戸のところまで下水をやっていたけれども、みんないなくなっちゃって、5戸か10戸になっちゃったけれども、それでも長い管をつないでやるのかどうか、しかも、それを修繕するのかという議論に、これからはざるを得ないと思うんです。高齢化とか、地域の中でいろいろ人口が分散していくとですね。そこは皆さん、問題意識は同じだと思うんですけれども、その、最後の具体策がまだ出てきていませんけれども、そこから今度は逆に見ていくと、少しきつい見方もせざるを得ない部分が出てくるのかなという感じがしています。

委員長 ありがとうございます。最後ですが、私、個別なことでもう一つあるとすると、循環型社会形成というのは、これは、何か柱に立てたらどうですかね。良好な環境の創造の中に循環型社会というのが埋もれてしまっただけでは違うのではないかなという感じがして、循環型社会形成基本法なんて基本法ができて世の中です。循環型社会をつくるために下水道が果たす役割というのは、私は、ナショナルミニマムを超えたところであり得ると思うし、それは、大都市圏では特に大事なものでぜひやったらいいんじゃないかと考えています。同じようなことですが、今年は特に、私は、下水の再利用水が注目される時期が、特に東京あたりは来るのではないかなと思うんです。というのは、雪が少なかったりして、水資源がものすごく、6月ぐらいに雨がどれだけ降るかによりますけど、やはり、暮らし、

安全な活力というのは、都市基盤を守るためにも、再利用水をいかにうまく使うか。高層ビルは、とにかくトイレだけでも動かせればね、機能はほとんど維持できると思うんですよ。飲み水はペットボトルで十分なんだからね。やはり、高層ビルの最も基本的な維持力は下水道にあると思います。そこに水があるかないかがポイントで、それは都市の水を集めてきて再利用できれば、地震なんかなくたって、とにかく水再利用が必要だと思います。もしも水がなければ、都市機能は多分つぶれてしまうと思います。

さきほども国際都市と言われました、国際都市の高層ビルを維持するためには、下水の再利用施設というものが、少なくとも東京では、非常に重要なインフラになると思います。その点、もう少し特徴を出すということは、さっきから皆さん言うておられると思います。また、水辺のある地域の地価はかなり高いということも、皆さん、知っておられますか。水のある公園からの距離で地価というか、アパートの値段がかなり違う。逆に言うと、水路をつくって都市をつくったほうが、周りの地価は上がるかもしれないのです。そうすると、まさにそれが活力になって、そこにいいショッピング街でもつくれば、非常にイメージも変わってくるというようなことがあると思います。そういう意味では、水に対する人々の意識というのは、今高くなっているというのがあるし、同じような意味で、山のほうでも、やはり湖を守るために下水道が必要なんだという、そういう中で下水道の目的を、ナショナルミニマムのところへ戻しちゃうと、活力とかの意味での下水道の価値が住民に対してもしっかり説明できないと思います。

ですから、青森市でも、おそらく、川をきれいにしようというところから、もう一度、あなた方の協力も必要なんですと、説得することが、必要なんじゃないかと思うし、そうになると、やはり住民合意というのは外せないという気がして、住民合意は無くてもいいんじゃないかと言われた人もいますが住民合意も非常に大事で、そこにどういう情報を的確に伝えるかという、その点は、下水道の役割も合わせ、地域ごとに僕は変わると思います。大都市だったら循環型、地方であれば自然環境とか、何かその点が、別の意味でのダブルスタンダードとなり、説得の相手が違ってくるという気がするんです。

ほぼ予定の時間になりましたが、最後、事務局側というか、部長か局長か、少し感想をまとめていただければ、非常にありがたいので、発言願います。

都市・地域整備局長 難しいお題をいただきまして、私の印象では、下水道のいろいろ思いを出してしまっていて、そうすると最後は、やはり役所ですから、制度的に着手しないといけないと思っているんです。今ここに書いてあることと、今の下水道法を並べてみま

すと、対応しないことがたくさんあるんです。だから、そろそろ見直すかみたいなことになっていまして、そういう意味で気持ちを書いているだけではなくて、何とか制度的に着手したいと思って議論していますので、引き続きご支援いただきたいと思います。

ただ、なかなか難しいと思っています。例えば企業経営なんかも、時々、C委員ではないけど、民営化みたいな議論も出てくるんです。それは、水道と込みでいつも議論されるんですけど、そういう議論もありますし、最後は、料金をどうやってとるかというところも、今までは、実は地方任せみたいなところもありまして、そこを我々がどこまで言えるのかとか、少し重たい話もあります。それと、これも、都市と地方という定義がもともとおかしいと思っているのですが、何か最近はこのが流布して、境目もはっきりしない言葉なんです。そういう若干厄介な話もありますけど、こういう場で非常にフランクなことを言っていて感謝しています。我々としては、くどいですけど、多分、下水道法の体系が、そろそろ何か抜本的に、目的から変えないと、いろいろこなせない状況になっていますので、そこを意識して再考したいと思っています。

委員長　いいですか。どうもありがとうございました。これだけみんな自由に話しちゃうと、あとの整理が大変なんですけど頑張ってください。フランクに話せること自体が非常にいいと思っています。こういう形は続けさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。では、次回のことをお願いします。

事務局　次回でございますけれども、第6回目の委員会ということで、3月26日月曜日、午後2時30分から予定してございます。一応、ここの場所を予定しておりますけれども、先生方の予定も再確認いたしまして、また別途ご案内させていただきたいと思えます。次回は、今委員の皆様方から出ました様々なご意見を報告案をまとめましてご提示したいと思っております。よろしくお願いいたします。

委員長　どうもありがとうございました。ぜひよろしくお願いいたします。

了